

交通事故、自損事故、第三者等の行為による傷病(事故)届の提出について

届出上の注意

1. 業務遂行中または通退勤の交通事故などは、健康保険での治療はできませんので必ず病院へ申し出てください。(業務上または通勤災害については労働基準監督署へご相談ください。)
2. この届は健康保険の加入者(本人や家族)が、第三者の行為(交通事故など)で負傷し健康保険で治療を受けることになった時すみやかに提出してください。

※健康保険を使って治療を受けたり傷病手当金等を受給した場合は、全国健康保険協会が加害者や損害保険会社等に対し損害賠償の請求をおこないます(請求権の代位取得)。その分についてはあなたが加害者に対して損害賠償を請求することはできません。

記入上の注意

(記入もれのないようにお願いします)

1. 相手がいる交通事故の場合
 - ・第三者の行為による傷病届1~6ページを記入してください。
 - ・相手の氏名などがわからない場合は「不明」で記入願います。
 - ・交通事故証明書(原本)を添付してください。
 - ※物損事故等で処理した場合、別途「人身事故証明書入手不能理由書」の提出が必要な場合があります。
2. 相手のいない交通事故(自損事故)の場合
 - ・第三者の行為による傷病届1~4ページを記入してください。
 - ※事故の状況を確認するため、交通事故証明書(原本)を添付ください。
3. 暴力などにより負傷した場合(交通事故以外の場合)
 - ・第三者の行為による傷病届【交通事故以外】の1~5ページを記入してください。
 - ・相手の氏名などがわからない場合は「不明」で記入願います。

《お問い合わせ先》

全国健康保険協会長崎支部

レセプトグループ TEL 095-829-5000

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

[☆健康保険の給付(傷病手当金、高額療養費等)に関するお問い合わせ]
業務グループ TEL095-829-6000